

厚生労働科学研究補助金（労働安全衛生総合研究事業）

職域での歯科口腔保健を推進するための調査研究

総括研究報告書(令和3年度)

研究代表者 上條英之 東京歯科大学歯科社会保障学教授

研究要旨

職場での歯科口腔保健が普及途上にあるため口腔保健指導の推進事例を収集し、歯科口腔保健サービスを進めるための事例集作成を行うための基礎資料の収集と課題の整理を目的として、全国健康保険協会47支部、都道府県歯科医師会、一部の郡市区歯科医師会、都道府県歯科衛生士会、日本産業衛生学会産業歯科保健部会会員及び日本労働衛生研究協議会会員に対して職域での歯科口腔保健に関する事業実施についての質問紙調査を行った。

この他、事業所の従事者に対するWEB調査、THP指針に関連した文献の調査を行った。

関係者等に対する調査の結果、都道府県歯科医師会では、約9割が一般健康診査を、約6割が歯科特殊健康診査を実施していた。

都道府県・群市区歯科医師会の調査でコロナ禍で工夫しての事業実施が明らかとなったが、都道府県歯科衛生士会の調査では、過去3か年で成人の歯・口の健康保持に関する事業への従事状況について2020年は35都道府県で事業に従事していた。

また、全国健康保険協会の都道府県支部のうち約3分の2は歯科口腔保健サービスに関する事業を実施し、事業実施支部のうち約6割の支部で、Covid-19に伴う事業の中止又は延期が確認され、都道府県歯科医師会で約7割が影響があるとの回答であった。また、集団健診実施時に半数の支部が特定健康診査との併催で実施していた。

日本産業衛生学会歯科保健部会および労働衛生研究協議会に所属する会員調査の結果、各会員が事業所で行っている活動としては、歯科健診、講演・セミナーや歯科特殊健診が多く、一般歯科健診と特殊歯科健診の同日実施による活性化も課題として示されるとともに、口腔に無関心な者へのアプローチも課題として示された。この他、プレゼンティーズムなどを評価指標として用いることの他、事業所へのメリットを伝えていく必要性が示唆された。

また、WEB調査により、Covid-19の感染拡大が金融業で働く労働者の口腔保健に与えた影響について調べたところ歯科への受診や職域での歯科健診の実施に影響を与えていた。この他、Covid-19蔓延下での在宅勤務状況やWeb会議システムの活用状況を調査したところ、正規雇用労働者の方が非正規より在宅勤務を行っている割合が男女ともに高かった。対面での産業保健サービスが主流であるが、Web会議システムによる産業保健サービスのオンライン化で在宅勤務職種がサービスを受ける機会を増やす有効なオプションとなり得る。

なお、文献調査の結果、THP指針に関連しての口腔保健や栄養管理についての文献は少なかったが、今後、働くことが可能な期間を延ばす「労働寿命の延伸」が期待されることから、改正THPの機会等を利用して、労働者が若いときから口腔保健や管理栄養の重要性も継続的に啓発していくことが望ましいと考えられた。

A. 研究目的

2020年に約30年ぶりに、THP指針の大幅な見直しが行われ、歯科口腔保健についての指導が、明確化されたが、事業所での歯科口腔保健サービスについては、普及途上にあることから、口腔保健指導の推進事例を収集し、歯科口腔保健サービスを進めるための事例集作成を行うための基礎資料の収集と課題の整理を目的として、事業所での歯科口腔保健の推進に従事する団体、個人に対して調査研究を行うとともに、WEB調査により、事業所に勤務する従事者の状況把握を行うとともに、THP指針に関連する文献についての調査を行った。

B. 研究方法

推進事例を把握するための予備調査について、関係する団体として、全国健康保険協会47支部、47都道府県歯科医師会、一定の人口規模を有する58の郡市区歯科医師会、47都道府県歯科衛生士会に、また、産業歯科保健に従事する者として、日本産業衛生学会産業歯科保健部会会員および日本労働衛生研究協議会会員を対象に、各団体の協力を得て、2021年11月に郵送法又はメール送付により調査を実施した。

また、WEB調査については、マクロミル及びインテージのアンケートモニターを用いて、調査を行った。アンケートの調査内容は、インテージの場合、地域や年収等の基本属性、口腔内状況や口腔保健行動については、未処置歯の有無、歯磨き回数、昼食後の歯磨きの有無、歯間清掃道具の使用状況、かかりつけ歯科医院の有無、定期的な受診の有無、治療をしない理由等とした。また、マクロミルの場合は最終学歴や事業所の従業

員数等の属性や、最も在宅勤務が多かった時期および現在における在宅勤務状況、Web会議システムの活用状況等とした。

なお、文献調査については、医学中央雑誌に登録されているTHP関連の文献情報を検索した。

(倫理面への配慮)

本研究は東京歯科大学倫理審査委員会の承認を得て実施した(承認番号1079号及び1082号)。

C. 研究結果

1. 都道府県歯科医師会等の調査結果

都道府県歯科医師会の調査で、2018～2020年度の間で健診等の事業では、一般歯科健康診査の実施率が最も高く41(85.1%)都道府県で実施していた。次いで、歯科特殊健診29(61.7%)、歯科保健指導20(42.6%)、講演会の開催19(40.4%)であり、その他でも7都道府県の回答があった。過去3年間の実施を見ると、すべての項目において2020年の実施数が減少しており、特に講演会の開催を行う歯科医師会の減少が大きかった。群市区歯科医師会では、歯科特殊健診以外、減少傾向を示した。

事業の実施方法は、歯科診療所での個別実施が最も多く39(83.0%)次いで事業所での集団実施が36(76.6%)となっていた。

2020年度の事業所を対象とした歯・口の健康保持に関する事業で新型コロナウイルス感染症の影響で、中止したとの回答は16(34%)、延期16(34%)、方法の変更が14(29.8%)であった。

2020年3月のTHP指針を踏まえた事業の実施の有無では、10(21.3%)都道府県が

あると回答した。

2. 都道府県歯科衛生士会の調査結果

2018-2020 年度 3 か年における事業所の従事者の事業実施状況は、31 の都道府県歯科衛生士会で実施していた。

2020 年事業所を対象とした歯・口の健康保持に関する事業で Covid-19 の影響で事業の中止が 18、延期 5、方法の変更が 9 であった。

事業所での歯科保健サービス実施後の評価を行っているのが 10 都道府県歯科衛生士会で、事業所での歯科口腔保健サービス実施時の都道府県歯科医師会との連携をしているとの回答が 16 都道府県歯科衛生士会であった。

3. 全国健康保険協会の調査の結果

過去 3 年間の口腔の健康保持に関する事業実施の有無について 31 (66.0%) の都道府県支部で、実施していた。事業の実施内容では、歯科健診が最も多く、2020 年度は 15 支部で実施しており、集団健診による実施が 6 支部あった。このうち、3 支部では、特定健診と併催により実施していた。

2020 年度の事業所を対象とした歯・口の健康保持に関する事業については、2019 年度に事業を実施していた支部の場合、新型コロナウイルス感染症により、事業を中止または延期した支部は約 6 割であった。

4. 産業歯科保健に従事する者の調査

1) 事業所での歯科口腔保健事業実施に伴うメリット及び今後、改善すべき点

主な意見は以下のとおりであった

(1) メリット

ア 歯科保健部会員

- ・口腔内の健康の保持増進
- ・労働損失の減少
- ・歯科受診行動の増加
- ・医療費の減少
- ・生活習慣および生活習慣病の改善
- ・事業主に対しての従業員の快適な労働環境づくり

イ 労働衛生研究協議会員

- ・くりかえし実施することで健康意識（口腔と全身との関係も含め）が定着する
- ・法定の歯科特殊健診の実施で企業の信頼が得られ職域健診を実施する足がかりになる
- ・酸蝕症の早期発見

(2) 今後改善すべき点

ア 歯科保健部会員

- ・「無関心層へのアプローチが難しい
- ・関心はあるが、まだ実行に移していない従業員への対応
- ・事業所の協力が少ない
- ・歯科健診の時間確保（特に中小企業）
- ・法的根拠があいまいなため歯科事業の継続が困難
- ・費用対効果を出すのが難しい
- ・事業所や健保側は受診勧奨ありきを目的にしているところが多い
- ・歯科健診結果を事業所として活用することが難しい
- ・継続させるためのエビデンスの蓄積
- ・保健指導（全身との関係も含め）の充実
- ・個人に向けてこまめな情報発信
- ・事業所の産業医、保健師、健保組合等との連携
- ・歯科健診を一般健康診査との同日実施

- ・無関心層等へのアプローチ
- イ 労働衛生研究協議会員
- ・事業者が歯科保健に取り組む意思にさせることの困難さと継続性
- ・産業医、産業保健師、労働安全衛生スタッフの理解の有無
- ・歯科医師の産業保健に対する理解と意識
- ・健診のみで保健指導を行わない
- ・事前契約の明確化
- ・正しく特殊健診ができる歯科医師が少なく需要に応えられていない
- ・事業所健診が来院型だとほとんどなく、訪問型や輪番制だと回ってこない
- ・特殊健診に関するひな型がない
- ・健診業者の健診ではその後の健康につながらない。
- ・事業所の内容でのサービス変化の必要性
- ・ダイバーシティの考え方が必要
- ・時間やコストを考慮の的確な保健指導と健診の開発
- ・継続的な口腔保健活動行うことの重要性
- ・歯科医師側が歯科特殊健診を十分に理解していない場合がある

2) サービスを、普及定着させていく上で、実施後の評価を行う場合の指標

主な意見は以下のとおり

(1) 歯科保健部会員 (図7)

- ・「ヘルスリテラシーやセルフケア率 (歯磨き、歯間清掃、舌清掃など) 11名
- ・歯科健診の参加率 10名
- ・口腔内の状態 (う蝕、歯周病など) 10名
- ・歯科受診率 9名
- ・歯科医療費 6名
- ・労働損失 4名
- ・その他 (事業所へのメリット、従業員の満

足度、健保の違い等) 5」

(2) 労働衛生研究協議会員 (図8)

- 「ヘルスリテラシーやセルフケア率 (歯磨き、歯間清掃、舌清掃など) 11名
- 口腔内の状態 8名
- 歯科受診率 8名
- 歯科健診の参加率 7名
- 歯科医療費 2名
- 労働損失 2名
- その他 (事業所へのメリット、従業員の満足度、健保の違い等) 6名」
- (金融業に従事する者の調査)

Covid-19による口腔保健への影響について、歯科への受診行動に変化がみられた者は男性で 18.7%、女性で 30.3%であった。また、「受診頻度が減った」、または「受診を我慢した」者は、男性で 16.4%、女性で 27.7%であった。対象者の職域で歯科健診を実施しているのは、男性で 19.4%、女性で 18.5%であり、そのうち男性は 22.7%が、女性は 18.5%が Covid-19 の影響で歯科健診が中止になっていた。在宅勤務が始まってから、自分の身体に何か不調を感じた者は男性が 161名 (13.7%)、女性が 100名 (20.1%) であった (P<0.01)。

5 正規/非正規労働者の在宅勤務の状況及びWEB会議システム活用状況の調査

1) 正規/非正規労働者の在宅勤務の状況

(1) 在宅勤務を最も多く行っていた時期の在宅勤務状況

在宅勤務を最も多く行っていた時期において、男女ともに正規雇用労働者は非正規雇用労働者よりも在宅勤務を行って

いる者が多く、その頻度も高い傾向が見られた。

(2) 現在 (2021 年 11 月) の在宅勤務状況

Web 調査実施時点 (2021 年 11 月) の在宅勤務状況は、在宅勤務が最も多かった時期に比べて減少傾向にあり、男女の正規/非正規雇用労働者のいずれにおいても、在宅勤務を行っていない者の割合が増加していた。また、男女ともに正規雇用労働者は非正規雇用労働者よりも在宅勤務を行っている者が多く、その頻度も高い傾向が見られた。

2) 在宅勤務時における Web 会議システムの活用状況

Web 調査の実施時点 (2021 年 11 月) で、週 1 回以上の在宅勤務を行っている正規/非正規雇用労働者に関して、在宅勤務時における Web 会議システム (Zoom や Teams など) の活用状況を男女別に調べた。

Web 調査の実施時点 (2021 年 11 月) で、週 1 回以上の在宅勤務を行っている者の割合は、男女ともに正規雇用労働者が非正規雇用労働者よりも多かった (男性正規雇用労働者 : 115/471=24.4% に対して、男性非正規雇用労働者 : 68/446=15.2%、 χ^2 検定 $p<0.001$; 女性正規雇用労働者 : 93/459=20.3% に対して、女性非正規雇用労働者 : 62/464=13.4%、同 $p<0.001$)。

6 文献調査の結果

医学中央雑誌を用いて THP (Total

Health Promotion Plan) 関連の検索を行ったところ、67 文献が得られた。そのうち、抄録の内容などから THP と明らかに関係ないと判断される 3 文献を除くと、64 件の文献が収集できた。資料 2 に文献リストを示す。

まず、解説・総説論文と原著論文に分類したところ、解説・総説論文が 46 件 (71.9%)、原著論文が 17 件 (26.6%)、抄録・本文ともに入手できず、分類できなかった論文 (不明) が 1 件 (1.6%) であった。

つぎに、解説・総説論文の扱っているテーマ別に分類した結果を資料 1 表 3 に示す。最も多かったのは運動をテーマとした論文が 14 件、つぎに総説が 9 件、主に外部機関による事業解説が 6 件などであった。栄養管理や睡眠、口腔保健などのテーマを扱った解説・総説論文は少なかった。

また、今回の改正 THP に関する解説・総説論文は 3 件あり、テーマの内訳は運動、総説、外部機関による事業解説が各 1 件であった。

D. 考察

1 事業の実施方法とヒアリングの必要性

事業の実施方法については、都道府県歯科医師会では診療所での個別実施割合が高く、郡市区では事業所での集団実施割合が高かった。口腔保健センターの活用は都道府県歯科医師会より今回調査対象となった人口規模の大きな郡市区においてその活用が多かった。事業実施にあたっては、特定健診・特定保健指導との同時実施や健診後の評価を行っている歯科医師会、歯科衛生士会も見受けられた。

また、都道府県歯科衛生士会が歯科医師会との連携により効果的な事業実施が図られていると考えられることや、コロナ禍で事業の実施工夫を図る歯科医師会、歯科衛生士会もあり、今後は詳細な実施のヒアリングも必要と考えられた。

全国健康保険協会の調査では、集団歯科健診の実施にあたり、約半数の支部が特定健康診査との併催により実施しており、効率的かつ効果的な保健サービスの提供において、有効な方法の一つとして導入されている可能性が推察された。

2 事業の実施指標と事業所従事者の理解

また、産業歯科保健に従事する者の調査から、歯科口腔保健に関する法律の整備が十分とは言えない現状で、事業所が歯科口腔保健活動を積極的に行っていくには活動を行うことによって、企業や従業員にどのようなメリットがあるかを具体的に示す必要があると考えられた。

まずは、事業所、健康保険組合および産業保健スタッフがすぐに分かるような指標を提示することで、事業所などが歯科口腔保健活動を積極的に導入する可能性が高くなると考えられ、歯科医院の受診率や歯科健診の参加率が、実際施行可能であろう。また労働損失の評価も重要ではあるが、有給休暇が取りにくい場合も多いため、歯科口腔保健の評価にプレゼンティーズムを用いることを検討することも有用であると考えられた。

また、従業員の教育を行う必要性をまず事業所に理解してもらうことが、歯科口腔保健活動を行っていく上での大前提となるための意見と考えられる。現在オンライン

の活用が急速に進歩してきているため、WEBによる口腔保健活動を考えている者も複数みられた。本法は時間や場所を取られないため、今後積極的に使っていくことが可能なツールであると考えられた。

3 事業所での Covid-19 による影響

Covid-19による感染拡大は、歯科への受診や職域での歯科健診の実施に少なからず影響を与えていると考えられ、男性より女性の方が受診を控えていると考えられた。

4 在宅勤務の状況と事業所でのオンライン保健サービスの活用

1) 正規／非正規雇用労働者の在宅勤務の状況

本調査において、最も在宅勤務が行われていた時期と、現在（2021年11月）のいずれにおいても、男女ともに正規雇用労働者の方が非正規雇用労働者よりも在宅勤務を行っている割合が高く、

また、最も在宅勤務が行われていた時期と、現在（2021年11月）のいずれの時期においても、在宅勤務を行っていない男女の正規／非正規雇用労働者の割合は6～8割程度あり、在宅勤務を行っている労働者は少数派であった。

週1回以上の在宅勤務を行っている正規雇用労働者は、男女問わず約8割が週2回以上の在宅勤務にメリットを感じており、労働者の働きやすさには一定の効果がありそうである。ただし、個人のメリットと組織としての成果は別物であり、森川は在宅勤務の平均的な生産性はオフィス勤務の60～70%程度であり、特に新型コロナを契機に開始した人は平時から行っていた人に比

べてかなり低いことを報告している。
個人のメリットだけが在宅勤務の継続につ
ながらないことには注意が必要であろう。

2) 在宅勤務時における Web 会議システ ムの活用状況

Web 調査の実施時点（2021 年 11 月）に
おいて、週 1 回以上の在宅勤務を行ってい
ると回答した者の割合は、男女ともに正規
雇用労働者が非正規雇用労働者よりも多か
った。

また、男女の正規雇用労働者の半数以上
は日常業務の一環として Web 会議システム
を使用した経験がある一方で、非正規雇用
労働者では正規雇用労働者よりも Web 会議
システムの使用経験に乏しく、利用方法に
も慣れていない可能性が高いと考えられる。

さらに、週 1 回以上在宅勤務をしている
いずれの労働者にとっても、健康相談やメ
ンタルヘルス相談、保健指導等の健康管理
のために Web 会議システムを使用した経験
は極めて少なかった。新型コロナウイルス
感染症の蔓延をきっかけに、産業保健分野
においても Web 会議システムの活用による
サービスのオンライン化が期待されたが、
2021 年 11 月時点の利用経験者の割合を見
ると、それほど普及が進んでいるとは言い
難いようである。

現時点では在宅勤務を行うことができる
業種や業務は限定的であり、従来からの対
面による産業保健サービスの提供は現在も
主流であると考えられる。しかし、Web 会
議システムの活用による産業保健サービス
のオンライン化は、在宅勤務が行われている
職種にとって、サービスを受ける機会を
増やすオプションとなり得る。そのため、ま

ずは在宅勤務を行っている分野における
Web 会議システムの活用事例等から、他分
野への応用可能性を探る等の方略が求めら
れるであろう。

5 文献調査の実施方法の改良

本研究において、医学中央雑誌を用いて
THP (Total Health Promotion Plan) 関
連の文献を調べたところ、原著論文は
26.6%に過ぎず、THP のプログラム自体
の効果を検証する研究は少なかった。

多くは解説・総説論文であった。

これは、

(1) THP は事業場の努力義務で行われ
るもので、実施自体が必ずしも多くない
こと

(2) 同じように健康増進プログラムを
提供しても、組織要因により成果に差が
見られること、

(3) 事業場によっては、研究を目的とし
て、個人健康情報を取得する手続きが難
しい場合があること、などが影響してい
ると考えられる。

つぎに、解説・総説論文のテーマにつ
いて分類してみると、「運動」に関する論文
が 14 件 (30.4%) と最も多かった。その
理由として、

(1) 従来の THP は、産業医による健康
測定とその結果に基づく種々の健康指導
からなる健康保持増進措置とされており、
健康の保持増進のために日常生活におけ
る身体活動量の増加が重視されていた¹⁾、

(2) 虚血性心疾患や高血圧、2 型糖尿病
などの生活習慣病対策に、運動習慣や食
生活が重要な役割を果たすと考えられて
いることなどが挙げられる。

また、今回の改正 THP で例示されている口腔保健や栄養管理についての論文はあまり見られなかったが、これも

(1) THP としての実施件数自体が少なかった可能性があること

(2) 論文の内容からは THP というインデックスが付与されにくく、検索で抽出できなかった可能性

も考えられる。そのため、ほかに THP に関する論文を抽出できる検索式の有無についても十分に検討する必要がある。

今後は高齢の労働者が増加すると言われており、働くことが可能な期間を延ばす「労働寿命の延伸」をはかっていくことが期待されるようになっていわれている。労働者の健康の保持増進を図る上で、改正 THP の果たす役割はますます大きくなることが予想される。特に生活習慣病は、高齢化するまでの生活習慣による影響も反映されることが考えられるため、改正 THP ではポピュレーションアプローチの視点も強化されている。

この視点は口腔保健にとっても重要であり、

(1) 退職前後の年齢で歯の状態が悪くなること

(2) 高齢化に伴う嚥下機能の低下

(3) 口腔の健康状態と全身の健康状態の関連性、

などは、改正 THP などの機会を利用して、労働者が若いときから継続的に啓発していくことが望ましい。

表 1 にも示したように、改正 THP には、企業における健康経営の取り組みの拡大や医療保険者との連携（コラボヘルス）、地域保健との連携なども求められて

おり、労働者の健康づくりを広く支えていく基盤となっている。この基盤づくりが今後の改正 THP の推進には不可欠である。

なお、今回の文献検索において、改正 THP に関する文献は 3 件にすぎなかったが、今後は職域における口腔保健の推進事例などの紹介等も論文化し、積極的に口腔保健の取り組みを情報発信していくことを視野に入れても良いかもしれない。

E. 結論

全国健康保険協会 47 支部の調査から、約 3 分の 2 の 31 (66.0%) の都道府県支部で実施していた。

都道府県等歯科医師会並びに歯科衛生士会の調査から、THP 指針を踏まえた見直しや特定健診との同時実施、健診後の事後評価、コロナ禍での事業実施方法の工夫などについて知見が得られた。

産業歯科保健に従事する者の意見から、推進事例については、内容をより深く聴取した方がよいものもあり、産業保健で活用できるように詳細を明らかにする必要があると考えられた。

また、歯科受診率や歯科健診の参加率の改善が図れること、プレゼンティーズムなどを評価指標として用いることを事業所・健康保険組合や産業保健スタッフに理解してもらうことが大切で、そのためには、産業歯科保健に従事する者が事業所・健康保険組合や産業保健スタッフへ歯科口腔保健活動を行うことでの従業員のみなならず、事業所へのメリットも積極的に伝えていく必要があると示唆された。

この他、WEB 調査の結果、Covid-19 の感染拡大により、歯科への受診や職域での歯科健診の実施が減少し、事業所での歯科口腔保健サービスの提供に影響を与えていたほか、最も在宅勤務が行われていた時期と、現在（2021 年 11 月）のいずれにおいても、男女ともに正規雇用労働者の方が非正規雇用労働者よりも在宅勤務を行っている割合が高かった。さらに、従来からの対面による産業保健サービスの提供が現在も主流であるが、Web 会議システムの活用による産業保健サービスのオンライン化が、在宅勤務が行われている職種にとって、サービスを受ける機会を増やす有効なオプションとなり得る。

また、文献検索について医学中央雑誌で THP 関係の文献を検索したところ、運動をテーマとする解説・総説論文が多く抽出され、口腔保健や栄養管理についての文献は少なかった。今後、働くことが可能な期間を延ばす「労働寿命の延伸」が期待されることから、改正 THP の機会等を利用して、労働者が若いときから口腔保健や管理栄養の重要性も継続的に啓発していくことが望ましい。

最後に事例収集にあたっては、今後、ヒアリングを含めた更なる調査の実施による好事例の収集が必要である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし